⑷　技術提案書の提出期限及び方法
①　提出期間　令和２年２月25日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで
②　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、電子データの容量が２ＭＢを超える場合又は契約責任者へ届出を行った場合は、５⑷①の期間に、５⑴に郵送（書留郵便に限る。）すること。なお、郵送による場合には（正）１部及び（副）として電子データ（ＰＤＦファイル）を格納したＣＤ－Ｒ１枚を提出するものとする。
６　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は完成保証人を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　関連情報を入手するための照会窓口は、５⑴に同じ。
⑸　２⑵に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑹　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設振興課における建設コンサルタント業務に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定通知の日は令和２年１月10日（金）を予定している。
⑺　技術提案書のヒアリングを行う。
⑻　詳細は説明書による。

７　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Toshio Nakai, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Traffic countermeasure technology business of Within the Tokyo Branch
⑷　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 17 December 2019
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 4 : 00 P.M. 13 April 2020
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Contract Division, corporate Department. Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
令和元年12月２日
国立大学法人広島大学
契約担当職　理事（財務・総務担当）
山田　道夫

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　34
○第１号
１　事業概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　事業名　広島大学（東広島）国際交流拠点施設整備事業
⑶　事業場所　広島県東広島市鏡山一丁目４番５号　広島大学東広島団地構内
⑷　事業内容　東広島団地構内における国際交流拠点施設の新営に伴う設計（基本・実施設計）及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式による事業である。
⑸　履行期限　令和３年９月30日（木）
⑹　本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の設計交渉・施工タイプの対象事業であり、優先交渉権者として選定された者と設計業務委託契約を締結した後、契約担当職と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には工事請負契約を締結する。
２　参加資格、選定基準及び評価基準
⑴　技術提案書の提出者に要求される資格
ⓐ　技術提案書の提出者の構成　次に掲げる条件を全て満たしている設計業務にあたる者（以下「設計企業」という。）及び工事にあたる者（以下「施工企業」という。）を兼ねた単体企業又は設計企業及び施工企業の２者以上で構成される共同企業（以下「コンソーシアム」という）であること。
ⓑ　技術提案書の提出者の全構成員に共通する参加資格
①　広島大学工事請負契約細則１―10第８項の規定に該当しない者であること。なお、被保佐人、被補助人、及び未成年者で必要な同意を得ている場合は、この限りではない。
②　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
③　参加表明書及び資料の提出期限の日から優先交渉権者選定の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）及び「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱い」（平成18年１月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
④　コンソーシアムの構成員のいずれかが、他の単体企業又はコンソーシアムの構成員として参加していないこと。
⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑥　経営状況が健全であること。
⑦　不正又は不誠実な行為がないこと。
ⓒ　設計企業の資格
①　文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第３章第32条で定める競争参加資格について、平成31年度設計・コンサルティング業務のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
②　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
③　平成16年度以降に完成・引渡しが完了した建物新営工事の実施設計業務で、次の実績を有すること。
㋐　建物用途　教育・研究施設、又は公営住宅・宿泊施設
㋑　構造種別　鉄骨造、鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造
㋒　階数　３階（層）建て以上（地下階含めても可）
㋓　施工面積　延べ面積2,000㎡以上
ⓓ　施工企業の資格
①　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,200点以上であること。